

# あさぎり・おおくらホームヘルプステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 エムツウ・ダッシュが開設する あさぎり・おおくらホームヘルプステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問介護(日常生活支援総合事業)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの訪問介護員その他の従業者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態・総合事業対象者状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問介護(日常生活支援総合事業)の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問介護(日常生活支援総合事業)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの訪問介護員等は、要介護者(要支援者・要総合事業対象者)等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 あさぎり・おおくらホームヘルプステーション

二 所在地 明石市上ノ丸1丁目2-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、訪問介護計画書(日常生活支援総合事業計画書)を作成、利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

三 訪問介護員等 訪問介護員(常勤換算2.5名以上)

訪問介護員は、訪問介護報告書(日常生活支援総合事業報告書)を作成し、指定訪問介護(日常生活支援総合事業)の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日から土曜日まで年中無休とする。
- 二 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護(日常生活支援総合事業)の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護等
  - ア 食事の介護
  - イ 排泄の介護
  - ウ 衣類着脱の介護
  - エ 入浴の介護
  - オ 身体清拭、洗髪
  - カ 通院等の介護
- 二 家事援助
  - ア 調理
  - イ 衣類の洗濯、補修
  - ウ 住居等の掃除、整理整頓
  - エ 生活必需品の買物
  - オ 関連機関との連絡
- 三 生活、身上、介護に関する相談、助言
- 四 前各号に掲げるサービスに附帯する介護、家事、相談、助言その他のサービス

(利用料等)

第7条 指定訪問介護(日常生活支援総合事業)を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準及び各市町村の定める基準によるものとし、当該指定訪問介護(日常生活支援総合事業)が法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護(日常生活支援総合事業)に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 ステーションから片道おおむね 5キロメートル未満 500円
- 二 ステーションから片道おおむね 5キロメートル以上 1,000円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、明石市、神戸市西区、神戸市垂水区とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護（日常生活支援総合事業）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 訪問介護ステーションは、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年12回（毎月）

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を事業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社エムツウ・ダッシュとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

平成17年9月4日	第3条二 所在地	第4条二 訪問介護員等、	第7条2 改定
平成20年10月1日	第4条	職種・員数・職務内容	改定
平成29年4月1日	第7条	利用料等、日常生活支援総合事業追加	改定
平成30年2月1日	第7条	利用料等の変更、3割追加	
平成30年4月1日	一部改正する。介護予防訪問介護削除		
令和6年3月31日	第10条の追加	虐待防止に関する事項	
	第11条の追加	業務継続計画の策定等	